

マイナ保険証を利用すれば、事前のお手続きなく、窓口負担額が下記の自己負担限度額までとなります。ぜひマイナ保険証をご利用下さい。

## 70歳以上の方の自己負担限度額などの区分

R7.4

保険医療適用分のみ対象となります。

現役並み所得者

住民税非課税世帯

区分	窓口での負担割合	自己負担限度額		入院時の食事代 (1食あたり)
		外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)	
課税所得 690万円以上	3割	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円】(注1)		510円
課税所得380万円以上 690万円未満	3割	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円】(注1)		510円
課税所得145万円以上 380万円未満	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】(注1)		510円
一般	2割	18,000円 〔年間(8月～翌年7月)の限度額〕 144,000円	57,600円 【44,400円】(注1)	510円
低所得	2割	8,000円	24,600円	90日まで: 240円 90日超: 190円
低所得	2割	8,000円	15,000円	110円

### ②・③・⑤・⑥の該当者は「認定証」が必要

低所得 … 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方(低所得 以外の方)

低所得 … 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

(注1)【 】内は、同一世帯で直近12ヶ月間に3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目からの限度額。

入院日数が90日を超える場合は、市役所に再度申請をしてください。

必要なもの

- ・入院90日を証明するもの(領収書等)
- ・交付済の「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- ・国民健康保険証(資格確認書・資格情報のお知らせ)
- ・印かん

自動更新ではないため、75歳到達以前の有効期限到達時は再度の申請が必要です。詳しくは市民課国保係(0470-22-3428)までお問い合わせください。